

議案第21号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「日額」の次に「及び時間額」を加える。

別表中「

プロポーザル 審査委員会	委員長	日額	5,700 (高度な技術又は専門的な知識を有する者として選任され、互選された委員長にあっては、12,000)
	委員	日額	5,200 (高度な技術又は専門的な知識を有する者として選任された委員にあっては、10,000)

」を

「

プロポーザル 審査委員会	委員長	日額	5,700 (高度な技術又は専門的な知識を有する者として選任され、互選された委員長にあっては、12,000)
	委員	日額	5,200 (高度な技術又は専門的な知識を有する者として選任された委員にあっては、10,000)
いじめ防止対策推進委員会	調査委員 (いじめ防止対策)		12,000 (職務に従事した時間が1時間を超える)

	推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行うため、法律、医療、教育、心理、福祉等の分野に関する専門的知識及び経験を有する者の中から選任された者に限る。）	時間額	場合はその超える時間が30分ごとに6,000円を加算)
--	--	-----	-----------------------------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。